

第6条（不可抗力による損害）について

第6条（不可抗力による損害）

- 1 天災その他自然的または人為的な事象であって、発注者・受注者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」といいます）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含みます）または工事用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後すみやかにその状況を発注者に通知します。
- 2 前項の損害について、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担します。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除します。

第6条は、工事中、お客様・施工業者のいずれの責にも帰すことのできない事由により損害が発生した場合の損害の負担について定めています。

基本的には施工業者が善管注意義務を果たしている場合にはお客様がその損害を負担することを定めていますが、施工業者にとって考え方の分かれやすい部分であることから、第6条第2項については4パターンをご用意致しました。

（A案）

2 前項の損害について、発注者、受注者が協議して重大なものと認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担します。

（B案）

2 前項の損害について、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担します。

（C案）

2 前項の損害で重大なものについて受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を発注者、受注者が協議して定め発注者が負担します。

（D案）

2 前項の損害について受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を発注者、受注者が協議して定め発注者が負担します。

本文ではこのうち **B案** を採用していますが、A案、C案、D案を採用する事もできます。

（B案）では、（A案）の内容から「発注者、受注者が協議して重大なものと認め、」という部分を削除していますので、損害が重大か重大でないかの区別なく、受注者が善良な管理者としての注意をした場合には発注者の負担となります。

また、（C案）と（D案）では、損害額を発注者、受注者が協議して定めることとしている点が、

（A案）と（B案）との違いですが、（C案）は、「前項の損害で重大なものについて」として、損害が重大か重大でないかの区別をしている点が（D案）との違いになります。